

# 新型コロナウイルス対策

2020年5月25日時点の情報  
公明党 堺市議団

## 個人・世帯向け支援策（堺市版）



### 給付 (もらえる)

### 貸付 (かりる)

### 猶予 (支払延長)

全国すべての方へ

離職等で住居を失った  
または失うおそれがある

子育て世帯で家計が大変

失業・収入減で大学等の  
授業料が支払えない

収入が減って

家計の維持が難しい

市税・固定資産税  
が支払えない

国民健康保険料  
国民年金保険料が支払えない

住宅ローンが支払えない

特別定額給付金

一律1人10万円を給付  
住民基本台帳に記載(4月27日時点  
されているすべての方)

住居確保給付金

家賃実費支給  
上限：本市における生活保護の住宅扶助基準額  
支給期間：原則3カ月(一定の条件のもと延長可能)

子育て世帯への  
臨時特別給付金

児童手当の受給者に対し、子ども  
一人当たり1万円を給付

高等教育  
就学支援制度

授業料減免+返済の必要のない  
給付型奨学金

緊急小口資金  
(特例貸付)

貸付上限10万円  
(特に必要な場合は20万円)  
据置期間：1年以内  
償還期間：2年以内

総合支援資金  
(特例貸付)

2人以上世帯は月20万円  
単身は月15万円  
据置期間：1年以内  
償還期間：10年以内 原則3カ月まで

無利子 無保証

※事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること  
特例制度による徴収猶予が可能(無担保・延滞金なし)

国民健康保険料：収入が大幅に減少した場合、減免等の手続きが可能  
国民年金保険料：臨時特例措置として、免除の手続きが可能

今後の利払い・返済スケジュールの変更について  
相談が可能

堺市特別定額給付金  
コールセンター

072  
228-7031

9:00~17:30(5月は  
土日祝も受付ます)

すてっぷ堺  
(堺市社会福祉協議会)

072  
225-5659

09:00~17:15  
(土日祝除く)

堺市役所子ども家庭課

072  
228-7331

09:00~17:00  
(土日祝除く)

日本学生支援機構

0570  
666-301

09:00~20:00  
(土日祝除く)

堺市社会福祉協議会

072-222-7666

09:00~17:15  
(土日祝除く)

堺市役所納税課

072  
231-9775

9:00~17:00  
(土日祝除く)

堺市各区役所の  
保険年金課

9:00~17:00  
(土日祝除く)

各金融機関または  
金融庁相談ダイヤル

0120  
156-811

10:00~17:00  
(土日祝除く)

# 新型コロナウイルス対策

2020年5月25日時点の情報  
公明党 堺市議団



## 事業主向け支援策（堺市版）

### 給付（もらえる）

### 貸付（かりる）

### 猶予（支払延長）

業績が悪化（売上げ半減）  
自粛などで

従業員に休んでもらう場合

従業員に子どもがいる場合

フリーランスで  
子どもがいる場合

資金繰りのため融資を  
受けない

法人税や消費税などの  
納税が難しい

社会保険料が支払えない

持続化給付金

休業要請支援金  
（府・市町村共同支援金）

雇用調整助成金  
（コロナ特例）

小学校休業等  
対応助成金

小学校休業等  
対応支援金

無利子・無担保融資  
（借り換えも可）

セーティネット保証  
（4・5号）  
危機関連保証

マル経融資の  
金利引き下げ

法人税や消費税、  
基本的にすべての税

健康保険料や  
厚生年金保険料が猶予

2020年で特に厳しい1〜12月の売上げが前年比50%減の場合、その月の売上げを年換算した額を、昨年1年間の売上げから引いた減分を給付 上限：中小200万円、個人事業100万円

大阪府から施設の使用制限による休業の協力要請等を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業・個人事業主 中小100万円、個人事業50万円 府と市町村で2つの1ずつ負担

休業等助成（中小なら最大10分の9まで） 助成率は、企業規模・雇用条件で変動

小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合 1日あたり8,330円を上限に賃金相当額を助成

小学校等休校で休業したフリーランス（委託を受けて個人で仕事をする保護者） 1日あたり4,100円（定額）を助成

コロナの影響で前年比5%以上の売上減少 据え置き最大5年

信用保証付き融資を限度額までご利用中の方に、与信枠を大幅拡充／保証料・利子を減免（最大ゼロ金利）

前年比5%以上で売上減少で融資限度額：別枠1,000万円 当初3年間金利を0.9%引き下げ（商工会議所等の推薦が必要）

収入が減少（前年同月比▲20%以上）した事業者は無担保かつ延滞税なしで納税を猶予 固定資産税は軽減措置も

事業の休止や著しい損失があった場合に納付が猶予

持続化給付金事業  
コールセンター

0120  
115-570

08:30~19:00  
（土日祝含む）

休業要請支援金相談  
コールセンター

06  
6210-9525

10:00~17:00  
（日除毎日5/12以降）

ハローワーク堺

072  
238-8301

09:00~17:00  
（土日祝除く）

厚生労働省  
コールセンター  
（学校等休業助成金  
・支援金相談コールセンター）

0120-60-3999

09:00~21:00  
（土日祝含む）

日本政策  
金融公庫  
0120  
154-505  
09:00~19:00  
（土日祝除く）

商工組合  
中央金庫  
0120  
542-711  
09:00~17:00  
（土日祝含む）

中小企業  
金融相談窓口※

取引のある金融機関または  
堺市産業振興センター

072  
255-3311

9:00~17:15  
（土日祝除く）

日本政策金融公庫

0120  
154-505

09:00~19:00  
（土日祝除く）

堺税務署

072  
238-5551

9:00~17:00  
（土日祝除く）

健康保険協会または  
組合・日本年金機構